集団扱制度のご案内

AIG損保

公益社団法人　全国ビルメンテナンス協会
会員のみなさまへ

企業向け地震補償に
単独で加入できます！



集団扱の特徴 1

一般のご契約と比べて割安な保険料

一括払の場合	分割払の場合
5%OFF	一般の分割払より割安

集団扱の特徴 2

キャッシュレスでOK

保険料は**指定口座からの振替**となりますので現金をご用意いただく必要がありません。

火災保険だけでは、地震または噴火による火災、損壊、津波などの損害は補償されません。

AIG損保では企業向け地震補償に単独で加入できるプランをご案内します。

企業財産保険 地震単独補償プラン
（ニュープロパティーガード）

財物損害補償特約N＋地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）N＋補償対象外特約（注1）

（注1）火災、落雷、破裂・爆発危険補償対象外特約N、風雹（ひょう）雪災補償対象外特約N、物体落下等、漏水・放水・溢水（いっすい）、騒擾（そうじょう）・労働争議等補償対象外特約N、盗難危険補償対象外特約Nおよびその他不測かつ突発的な事故補償対象外特約Nをいいます。

■企業向け地震補償でお支払いする損害

事業用の財産を対象とし、地震または噴火による火災、損壊（注2）、津波などによって保険の対象に生じた損害を補償します。

（注2）噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

地震・噴火による建物の倒壊、損壊



地震で火災が発生し、建物等が焼損



地震による津波で建物の倒壊、損壊



地震による建物内の機械設備等の損壊



2026.08版	2026年7月1日以降保険始期契約用

地震単独補償プランの概要

■保険の対象

事業者の所有、使用または管理する財物（建物、設備・什器等、商品・製品等）を保険の対象とします。

事業用建物



設備・什器 等



商品・製品等



※屋外設備・装置は、原則として、保険の対象とすることはできません。

■お支払いする保険金

●損害保険金

ご契約方式		お支払いする保険金の額
(1)縮小支払方式	契約締結時に縮小支払割合を約定するご契約方式です。	**損害保険金 = (損害の額 − 自己負担額)× 縮小支払割合**
(2)支払限度額方式	契約締結時に支払限度額を設定するご契約方式です。	**損害保険金 = 損害の額 − 自己負担額** ただし、支払限度額を限度とします。

●残存物取片づけ費用保険金 = 残存物の取片づけに必要な実費

損害保険金の10%を限度とします。

※残存物取片づけ費用保険金については、選択して外すことができます。

※保険金額が保険価額を下回る場合は、お支払いする保険金の額が減額されることがあります。

手元資金を確保するためにスピーディーな支払を

保険金高額内払サービス

火災などにより被災されて保険金がお支払いできる事故と判断した後、修理見積書などの**必要書類をご提出いただく前に、損失見込額の最大50%までを早期に内払をすることが可能**です。
保険金の一部を甚大な被害に遭われたお客さまへ迅速にお支払いすることで、早期の事業再建をサポートします。

※弊社が保険金支払の対象と判断した事案のうち、お客さまの臨時資金の需要が高く、早期内払が妥当であると認めたものが対象となります。

●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレットなどをご覧いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しましては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」など）を、事前に必ずご覧ください。
●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

TEL：03-6848-8500（大代表）

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

https://www.aig.co.jp/sonpo

AA1-238（B-260239）26-08（DG）